

令和7年度から 65歳以上の方などを対象に 带状疱疹ワクチンの 定期接種を実施します。



定期接種の対象・接種する方法・費用・期間

〈対象〉 定期接種の対象は以下の方です。

対象者は年度によって異なるため、接種の機会を逃さないようにご注意ください。

①年度内に65歳を迎える方

②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

注1) 令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に 70、75、80、85、90、95、100歳 になる方も対象となります。

注2) 令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。

〈ワクチンを接種する方法と費用〉

不活化ワクチン1回6,600円×2回

生ワクチン2,600円×1回

あらかじめ医療機関に電話予約をしてください。費用は接種を受ける際に医療機関でお支払いください。

不活化ワクチンを接種した場合は、2回目も同じ医療機関での予約・接種をお願いいたします。

生ワクチンを接種した場合は、2枚目の予診票を破棄してください。

〈接種期間〉 令和7年4月1日～令和8年3月31日

不活化ワクチンの年度をまたいだ接種は認められません。

带状疱疹は、痛みを伴う皮膚の病気です

■ 带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気です。

■ 合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。



带状疱疹ワクチンは2種類あります

■ 带状疱疹ワクチンには2種類あり、接種方法や、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

◎ワクチンの特徴

	不活化ワクチン(GSK 社)	生ワクチン(阪大微研)
接種方法	筋肉内に接種	皮下に接種
接種回数と間隔	2回(2か月以上の間隔をあける)※	1回
接種条件	免疫の状態に関わらず接種可能	病気や治療によって、 免疫の低下している方は接種できません

(※) 病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

◎帯状疱疹に対するワクチンの予防効果

	不活化ワクチン(GSK 社)	生ワクチン(阪大微研)
接種後 1 年時点	9 割以上	6 割程度
接種後 5 年時点	9 割程度	4 割程度
接種後 10 年時点	7 割程度	—

注 帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後 3 年時点で、生ワクチンは 6 割程度、不活化ワクチンは 9 割以上と報告されています。

◎ワクチンの安全性

- ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。
- 頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、不活化ワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

主な副反応の発現割合	不活化ワクチン(GSK 社)	生ワクチン(阪大微研)
70% 以上	疼痛※	—
30% 以上	発赤※、筋肉痛、疲労	発赤※
10% 以上	頭痛、腫脹※、悪寒、発熱、胃腸症状	そう痒感※、熱感※、腫脹※、疼痛※、硬結※
1% 以上	そう痒感※、倦怠感、その他の疼痛	発疹、倦怠感

(※) ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚生労働省にて作成

◎他のワクチンとの同時接種について

- 帯状疱疹ワクチンは、医師が特に必要と認めた場合に、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン等と同時接種が可能です。
- 生ワクチンについては、他の生ワクチンとは 27 日以上の間隔を置いて接種してください。



予防接種健康被害救済制度があります

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

帯状疱疹ワクチンについてもっと詳しく知りたい方はこちら

厚生労働省ホームページ

厚生省 帯状疱疹ワクチン

検索

大町市内の実施医療機関	不活化 ワクチン	生 ワクチン
いしぞね内科・外科クリニック	○	×
遠藤内科医院	×	○
小野医院	×	○
柿下クリニック	○	○
かさぎ皮ふ科	○	×
永井眼科医院	×	○
野村クリニック	○	○
平林耳鼻咽喉科医院	○	×
横澤内科医院	○	○
大町市国保八坂診療所	○	×
大町市国保美麻診療所	○	×
市立大町総合病院	○	×

2025年3月

大北圏域の医療機関でも接種可能です。まずはお電話で確認をお願いします。大北圏域以外での接種をご希望の方は、あらかじめ下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先
大町市役所 市民課中央保健センター 保健予防係
住所 〒398-0002大町市大町1058-13
電話 0261-23-4400（直通）
FAX 0261-23-4401